

橋本市 DX 推進計画

～暮らし・元気・スマートを加速～



橋本市
HASHIMOTO CITY

目次

【1】 概要.....	1
はじめに.....	1
DX 推進の目的.....	1
DX 推進の視点.....	1
【2】 基本方針.....	3
基本方針1 暮らしのDX.....	3
[ア] 暮らし（市民）の利便性向上.....	3
[イ] 人にやさしいデジタル化.....	3
基本方針2 行政経営のDX.....	3
[ウ] 行政事務の効率化と基盤整備（スマート行政）.....	3
[エ] デジタル技術の活用による社会課題の解決.....	3
基本方針3 分野別のDX.....	3
[オ] 地域社会のデジタル化.....	3
[カ] ICT ツールの積極的な活用.....	3
【3】 計画期間.....	4
【4】 推進体制.....	5
組織体制と役割.....	5
組織イメージ.....	6
デジタル人材の育成・確保.....	6
【5】 DX 推進事業計画.....	7
暮らしのDX.....	7
行政経営のDX.....	7
分野別のDX.....	8
【6】 更新履歴.....	8

【1】 概要



はじめに

昨今、ICT の進展がすさまじいスピードで進んでおり、スマートフォンやタブレット端末等の機器の普及に伴って、誰もが簡単に情報を収集・発信できるようになっています。

また、IoT、AI・RPA、ビッグデータの活用が広がるなど、ICT の進展が民間事業者等の活動にも大きな影響を与えています。

国においては、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）における自治体関連の各施策として、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定され、自治体がこの計画を踏まえて着実に DX に取り組めるよう、令和 3 年 7 月に自治体 DX 推進手順書が示されました。

また、令和 3 年 9 月にデジタル庁が設置されるなど、デジタル社会の実現に向けた取り組みが国全体で加速している状況です。

こうした背景を踏まえ、橋本市におけるデジタル社会の実現に向けた取り組みを推進するため、基本方針、体制、事業をまとめた「橋本市 DX 推進計画」を策定します。

DX 推進の目的

ICT 導入や制度改正・意識改革等によりデジタル化を進め、デジタル技術を活用していくことで、「安全・安心で利便性の高い暮らし」、「持続可能な市政運営」の実現を図ります。

DX 推進の視点

国では、「デジタル・ガバメント実行計画」において、利用者中心の行政サービスを提供するため、「サービス設計 12 箇条」を示し、各府省庁で行政サービス改革を進めるものとしています。

本市においても、以下の 12 箇条を踏まえながら、DX を推進するものとします。

サービス設計 12 箇条

第 1 条 利用者のニーズから出発する	第 7 条 利用者の日常体験に溶け込む
第 2 条 事実を詳細に把握する	第 8 条 自分で作りすぎない
第 3 条 エンドツーエンドで考える	第 9 条 オープンにサービスを作る
第 4 条 全ての関係者に気を配る	第 10 条 何度も繰り返す
第 5 条 サービスはシンプルにする	第 11 条 一遍にやらず、一貫してやる
第 6 条 デジタル技術を活用し、 サービスの価値を高める	第 12 条 情報システムではなく サービスを作る

【2】 基本方針



第2次橋本市長期総合計画の将来像である「人輝き あたたかさ湧きでる みんなで創造する 元気なまち 橋本」の実現をデジタル技術の活用によって加速・推進するため、「暮らしのDX」、「行政経営のDX」、「分野別のDX」の3つの視点を基本方針として取り組みます。

基本方針1 暮らしのDX

[ア] 暮らし（市民）の利便性向上

住民や企業へ提供する行政サービスに情報通信技術を活用することで、サービス品質を向上し、デジタル3原則（※）に則った行政サービスの仕組みを構築することで、オンライン利用の拡大と利便性の向上を図ります。

※ デジタル3原則

- ① デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）
- ② ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）
- ③ コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）

[イ] 人にやさしいデジタル化

利用者と提供者の双方にとって「わかりやすい」「楽しい」デジタル化を図ります。

基本方針2 行政経営のDX

[ウ] 行政事務の効率化と基盤整備（スマート行政）

情報通信技術を活用し、行政事務環境や事務事業の最適化を図ります。

[エ] デジタル技術の活用による社会課題の解決

情報通信技術の活用や企業との連携等により、新たなサービスの導入や社会課題の解決を図ります。

基本方針3 分野別のDX

[オ] 地域社会のデジタル化

活力ある持続可能な地域社会を目指し、各分野においてデジタル技術の活用を図ります。

[カ] ICT ツールの積極的な活用

各分野での課題解決や事業の効率化を目指し、ICT ツールの積極的な活用を図ります。

【3】 計画期間



計画期間は、総務省自治体 DX 推進計画の終期に合わせ、令和 5 年度（2023 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 3 年間とします。国の動向やデジタル技術、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	2022 年度 R4	2023 年度 R5	2024 年度 R6	2025 年度 R7	2026 年度 R8	2027 年度 R9
橋本市 長期総合計画	基本構想（H30～R9）					
		後期基本計画（R5～R9）				
総務省 自治体 DX 推進計画	自治体 DX 推進計画（R3.1～R7）					
橋本市 DX 推進計画		DX 推進計画 （R5～R7）				

【4】 推進体制



橋本市のDXの推進体制は、市長を本部長とした橋本市デジタル・トランスフォーメーション推進本部（以下、「DX推進本部」という。）により全庁横断的に取り組みます。

また、DX推進本部の設置に伴い、「高度情報化施策推進本部会」等の従来からある情報推進関連部会をDX推進本部に統合し、一元的かつ効率的な意思決定と情報共有を行います。

各業務主管課はDX推進の視点から、デジタル技術の導入をひとつの手段として、担当業務や事業の効率化と品質向上を目指すとともに、推進担当部署やワーキンググループと協力し、デジタル技術の導入を促進します。

組織体制と役割

[1] DX推進本部

① 本部会

市長を本部長、副市長を副本部長とし、部長級職員の部員から構成します。

[役割]

市のDX推進に関する方針や事業の決定を行います。

② 幹事会

各部員から選出された課長級職員（各部の総括課長）で構成します。

[役割]

本部会議で決定した方針や事業について、具体的な企画提案や事業計画の検討および協議を行います。

また、必要に応じてワーキンググループを設置し、事業の検討および進捗確認を行います。

③ ワーキンググループ（WG）

各関係課の担当職員やICT推進委員を主に構成する。そのほか、行政改革推進本部会など、他の部会やWGと連携・協調しつつ構成します。

[役割]

横断的に取り組むDX関係事業について、調査・研究、内容の検討、進捗管理、意見集約・情報共有を行います。

[2] 各業務主管課（事業実施主体）

① 推進担当部署

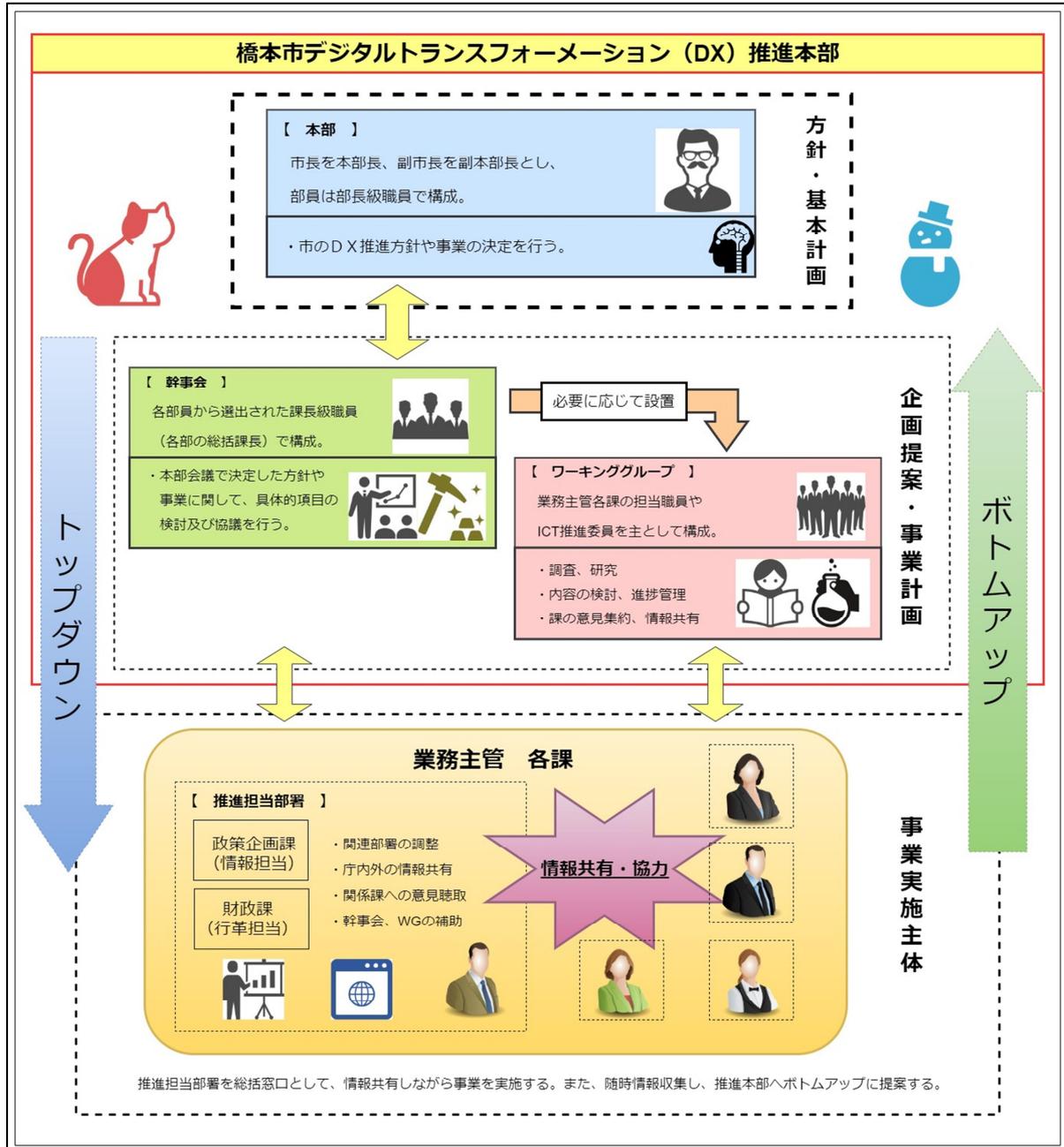
情報担当部署（政策企画課）と行革担当部署（財政課）を推進担当部署とし、関連部署の調整・庁内外の情報共有・関係課への意見聴取等を担当します。

また、幹事会やWGと協力し、全庁的なシステム構築や改修、情報推進に関する情報集約や意見収集、業務主管課への情報提供を行います。

② そのほかの各業務主管課

推進担当部署やWGと連携・協力し、事業実施主体として、デジタル技術の導入を促進します。

組織イメージ



デジタル人材の育成・確保

デジタル技術の導入による新しい仕事の進め方や行政課題解決のために、必要な知識・技能の習得ができるよう研修体制・情報共有体制を整備し、技術アドバイザー制度等を積極的に活用するとともに、人材の育成を進めます。

【5】 DX 推進事業計画



DX 推進に関する基本方針に基づき、「暮らしの DX」「行政経営の DX」「分野別の DX」の 3 分野について各事業を進めます。事業の一覧については、別紙「橋本市 DX 推進事業一覧」のとおりとします。

また、総務省「自治体 DX 推進計画」等の動向を踏まえたうえで、スケジュールや優先順位を検討し、実施します。

暮らしの DX

- [1] 行政手続きのオンライン化・フロントヤード（住民と行政の接点）改革の推進
電子申請サービスで利用可能な行政手続きを増やすとともに、オンライン窓口といったツールの活用、窓口のデジタル化を実施することで、行政手続きや行政サービスに関する利便性の向上を図ります。
- [2] オープンデータの推進、ビッグデータの活用
オープンデータを安定的かつ継続的に公開および活用できるよう、管理体制や活用方法を確立します。
また、ビッグデータ・AI を活用した施策の分析や政策立案を検討します。
- [3] デジタルデバイド対策
幅広い人々が容易かつ持続的にデジタル化の恩恵をうけられるよう、官民で連携した ICT 教育や、住民同士の助け合いによる ICT 普及を促進します。

行政経営の DX

- [4] 事務の効率化・執務環境の整備
AI・RPA の利用を促進するとともに、電子データ化や WEB 会議の普及などを踏まえ、行政事務補助システムと事務用機器を整備します。
- [5] 全庁的な BPR の取り組み
電子決裁の導入・ペーパーレス化の促進や、標準仕様準拠の情報システムへの移行を踏まえた業務フローや連携の見直しを図ります。
- [6] 情報システムの標準化・共通化
基幹業務の標準仕様の策定にともない、20 業務の基幹系業務システムについて、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ順次移行します。
- [7] セキュリティ対策の徹底
情報システムの多様化等の状況を踏まえて、利便性の向上と安全性の確保の両立

を図るため、随時セキュリティポリシーの見直しおよび改定を行います。
また、デジタル化により重要度を増しているサイバーセキュリティについて、「特定」「防御」「検知」「対応」「復旧」の各要素に着目し、リスク対策を整備します。

分野別の DX

[8] 地域社会のデジタル化

ICT技術の活用による新たなサービスモデルの構築や普及、地域産業の生産性向上や発展に寄与するICT導入などを支援し、持続可能な地域社会づくりを促進します。

[9] ICT ツールの積極的な活用

各分野において、事業の効果や効率の向上を図るため、ICTツールを積極的に活用します。

【 6 】 更新履歴

令和5年3月 : 初版策定

令和6年3月 : 改訂